



秋田県公報

告 示

地籍調査の成果の認証(四二三・農山村振興課)……………2
 公 告
 県営土地改良事業の換地計画の変更(秋田地域振興局農林部)……………3
 共同施行等土地改良事業の換地処分届出(平鹿地域振興局農林部)……………3
 教育委員会告示
 教育委員会会議の開催(九)……………3

目 次

告 示
 生活保護法による医療機関の指定(四二〇・福祉政策課)……………1
 生活保護法による施術者の指定(四二一・福祉政策課)……………1
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四二二・福祉政策課)……………2

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
医療法人ゆあさ整形外科クリニック	医療法人ゆあさ整形外科クリニック理事長	横手市赤坂字大沼下四十一番地二	整形外科、リハビリテーション科	平成十五年一月一日
能代循環器科クリニック	高橋 昌規	能代市通町一番二十三号	循環器科、呼吸器科、内科	平成十五年五月一日
しん歯科クリニック	渡部 伸	大館市中道二丁目一番三号	歯科	平成十五年四月一日

秋田県告示第四百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
神成 衛	大館市御成町四丁目五番二十一号	衛整骨院	大館市御成町四丁目五番二十一号	柔道整復	平成十五年五月一日
神成 衛	大館市御成町四丁目五番二十一号	衛整骨院	大館市御成町四丁目五番二十一号	あん摩マツ サージ指圧	平成十五年四月二十五 日

秋田県告示第四百二十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十五年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西成クリニック	西 成 民 夫	平鹿郡十文字町十文字新田字十文字一番地一	平成十五年四月三十日
ゆあさ整形外科クリニック	湯 浅 勝 則	横手市赤坂字大沼下四十一番地二	平成十四年十二月三十一日
能代循環器科病院	高 橋 昌 規	能代市通町一番二十三号	平成十五年四月三十日

秋田県告示第四百二十三号
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 (一) 調査を行った者の名称
鹿角市
- (二) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 鹿角市大字尾去沢、花輪の各一部

- (四) 実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
五・一〇平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成十五年五月二十七日
- 二 (一) 調査を行った者の名称
雄勝町
- (二) 成果の名称
雄勝郡雄勝町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 雄勝郡雄勝町下院内の一部

公 告

- (四) 実施年度及び認証面積
平成十三年度及び平成十四年度
一・一三平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成十五年五月二十七日

県営土地改良事業の換地計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年六月三日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（浜井川地区ほ場整備事業）変更換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年六月四日から同年七月一日まで

三 縦覧場所 井川町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、次の者から次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月三日

秋田県知事 寺田典城

一 平鹿郡平鹿町醍醐字当面町二番地金屋地区土地改良事業共同施行神坂勝治ほか二

- (一) 十六名
- (二) 事業名 土地改良事業（金屋地区非補助ほ場整備事業）
- (二) 換地処分年月日 平成十五年五月二十日

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年六月三日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

正 誤

- 一 日時 平成十五年六月五日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
- (一) 秋田県社会教育委員の任命
- (二) その他

ページ	段	行	誤	正
三	上	二九	(2) 植栽の方法、期間及び樹種	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
三	上	一七	(2) 植栽の方法、期間及び樹種	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

平成十五年三月二十日（第十四百五十四号）掲載の秋田県告示第九十八号（保安林予定森林の指定通知）（原稿誤り）

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600 FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄